

令和4年度「第1回 徳島県男女共同参画基本計画 策定部会」 議事概要

1 日 時 令和4年9月2日（金）午後1時30分から

2 場 所 県庁901会議室

3 出席者の氏名

阿部 頼孝 徳島文理大学名誉教授

川城 政人 弁護士

大村 久美子 阿波市社会福祉協議会事務局長

大寺 禮子 徳島県女性協議会会長

齋藤 敦 徳島県労働組合総連合幹事

<会議次第>

1 開 会

2 あいさつ（男女参画・人権課長）

3 議 事

（1）「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）（仮称）」の策定について

（2） その他

4 閉 会

<資料>

資料1 第4次計画と新計画（第5次）の体系対比表

資料2 第5次計画 推進方策 項目案

資料3 第1回徳島県男女共同参画会議（8/2）委員発言概要

資料4 目標を設定している審議会等委員への女性の登用

資料5 婚姻による改姓についての国の男女共同参画基本計画における記載

<議事概要>

1 議事（1）「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）（仮称）」の策定について、事務局（男女参画・人権課及び労働雇用戦略課）より説明

2 質疑応答

(部会長)

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、これから意見交換に移りたいと思います。ご意見のある方はどうぞお願いします。

(委員)

事前にお送りいただきましたこの資料を拝見しました。現計画の第4次及び第5次計画案、大変素晴らしい内容だなあというふうに思っているところです。ちょっとお聞きしたいんですけど、こういう男女共同参画の基本計画というのは他の都道府県も策定してるんですか。

(事務局)

男女共同参画基本法において、都道府県では計画を策定することとなっておりますので、全都道府県で策定していると思います。

(委員)

そうしますと、他の都道府県と類似の施策案もあるかもしれませんが、徳島県は、大変すばらしいものだなと思います。せっきくのもので、これを文書化するときに、いかに男女共同参画が、徳島県において必要かということをぜひ含めていただきたいなと思います。

そういう意味で、私、僭越ですけども資料を作らせていただきました。

私は、肩書きとしては、徳島県労働組合総連合の幹事をさせていただいているんですが、普段は、徳島文理大学で教員をさせていただいております。ゼミでちょっと調べた内容を触れさせていただきます。

まず、1枚目。こちらの方の資料をご覧くださいと思います。こちら青の棒グラフの方は、東京の最低賃金を「100」とした場合の各都道府県の最低賃金がどれくらいのパーセンテージになっているかというようなことです。

オレンジの方はそれに対して平均賃金。東京を「100」とした場合の他の都道府県の平均賃金を表したものです。これをご覧くださいますと、どの都道府県も青よりもオレンジの方が短いということになっています。これ、どういう意味かと言いますと、最低賃金については、東京に比べて他の県はそんなに差が無い。それに対して、平均賃金は、ぐんと他の県は開くということになりますので、したがって、2枚目をご覧くださいと思いますが、東京よりも最低賃金、これちょっと昔のデータで申し訳ないんですが、最低賃金ちょっと低い。それに対して平均賃金はぐっと劣るということになりますので、最低賃金と平均賃金の間隔が、東京に比べて地方は間隔が狭いということになります。

ということは、最低賃金を引き上げれば、平均賃金全体が上がりやすいということになるかと思っています。そういうことで労働組合としては、最低賃金を含めて賃金を上げようというような要求をさ

せていただいているところなのですが、ちなみにこれは正規の賃金分布です。非正規については3枚目です。ほぼほぼ最低賃金と非正規の平均賃金額は、どの都道府県も差が無いんです。ですから、最低賃金を上げれば、非正規については、平均賃金もぐっと上がるということにどこの県でもなるということだと思えるんですが、ただし、ご承知のとおり最低賃金は、A、B、C、Dと4ランクに47都道府県分けられていて、ちなみに徳島は、ちょっと前まではDランクだったんですけども、最近Cランクに上げていただきました。そういう関係もあると思いますが、Cランクの徳島が、Dランクの長崎とほぼほぼ同じ水準で推移しています。ただ、これを見てご覧いただけるように、Aランクの東京・大阪、Bランクの山梨、Cランクの徳島及びDランクの長崎とは、そもそも出発段階、早い段階から差があった。最低賃金ですね。ところがこれ平成19年頃から東京一人勝ちのような形で、Aランクの大阪といえども東京とかなり差がつく形になってしまっている。当然ながら、東京と徳島なんかは差がある。どんどん開いていくかたちになる。となると、最低賃金を上げれば平均賃金も上がるはずなんだけど、格差がつけられていけば差が埋まらない。賃金の差が東京と徳島との差が埋まらないということになります。それがちょっと心配な事態を生んでるのではないかなあと思うところ です。

それが、A3で折りたたんでご用意させていただいた資料をご覧下さい。これをご覧いただきますと、関東地方から、徳島県に転入してくる人と、そういった地域に転出する人、そしてその差、というのを年代別に見てみますと、私ども教育機関ですので、そもそも大学に入学者をいくら確保するかというようなことが非常に問題になってきます。そういう意味で、15歳から19歳の世代が徳島文理大学のような徳島の大学に入らずに都会に行っちゃうというようなことを危惧するわけですが、実際、15歳から19歳くらいの大学に入るくらいの世代は、関東方面に平成24年では66人も出て行く。関西に至っては、199人も出て行くというような、出て行くほうが多いというようなかたちになっている。ところが、そればかりではなくて、ちょうど大学を出るくらいの20代前半くらいも、徳島文理大学で学んだとしても、都会に出て行くと言うような人が、関東方面で251人もいる。関西方面は455人もいる。これで終わりかなあと思うと実はそうではなくて、関東方面は、20代後半も出て行くことも多い。関西に至っては、40代後半まで出て行きっぱなしというような感じになっている。これで大丈夫なのかな。賃金の差っていうことが人口流出、社会減ということにつながってしまうんじゃないかと思って心配しているところだったんですが、その5年後の平成29年も実は調べてきました。そうしましたら、関西方面は、相変わらず40代後半まで出て行きっぱなしで変わらず、関東方面は、20代後半を越えて40代前半まで出て行きっぱなしという状況に超過が拡大している。これで大丈夫なのかなというふうに思います。ちなみにこのA3の資料は、徳島県のホームページから取らせていただいて、私の方で加工したものになります。

次のグラフをご覧いただきたいと思います。令和4年4月1日現在の各年代の男性と女性の人口を棒グラフに表したものです。これをご覧いただきますと、0歳から4歳、5歳から9歳、10歳から14歳、15歳から19歳くらいまでは男性の方が結構多い。女性より多いかたちになっています。この差がだんだん埋まってきて、30代前半、30代後半、40代前半は、ほぼほぼフィフティーフ

ィフティーのようなかたちになっていると言えるんじゃないかなと私は見ました。これは、先ほど言いました、男性のほうが出て行くというようなことがあるとしたならば、あくまでも仮説ですけど、あるいは、この、例えば30代前半の人が産まれるときに、そもそも男性が産まれる人数が多いのか女性が産まれる人数が多いのか、ということとも関わると思いますが、少なくとも今現在、令和4年4月1日現在では、30代前半、30代後半、40代前半は、明らかにフィフティーフィフティーのようなかたちになっていて、そういう意味では、女性が活躍しなければいけない必要性っていうのがあるんじゃないかと思います。これ、例えば東京がどうなっているのかということと比較して見てみないといけないことがあると思うんですが、その30代、あるいは40代という世代というのは実は私、大事な世代だと思っているんです。

それが、もう一枚めくっていただいて、こんな表、ご覧いただきたいと思います。実はご承知かもしれませんが、1990年代初頭のバブル経済が崩壊した時に、それ以降、日本は失われた10年だとか20年と呼ばれて、その日本の経済が長期に低迷したというようなことが言われているんですが、その時期に実はアメリカがITバブルというかたちで経済がずっと発展し続けて、アメリカ経済何で発展したんだろうみたいな景気ぶりで、その時にベンチャービジネスが重要なんだ、という話があって、ぜひ日本でもベンチャービジネス作ろうよ、という環境整備がされたと思うんですが、なかなか環境整備されても日本ではベンチャービジネスが起こってこないというようなことで、どうしようかみたいな話になった。その時に、じゃあベンチャービジネスって、どういう人が作るんだろうね、起こすんだろうね、という研究がされました。で、これがそのデータなんですけども、ご覧いただきますと、ベンチャービジネスのような独立して新しい会社を作る意志を持った時期はいつだったのかというと、基本的には数年間どこかに勤めた後、その経験から新しいアイデアを思いついて、じゃあやってみようかみたいな話になって。実際年齢がどうかというと、30代前半、後半。特に時代が後になってくると、経済のシステムが複雑になってくることもあって、40代前半くらいまでが結構多いと思います。そういう意味合いからすると、30代前、後半、40代というのは、非常に経済を活性化する意味では重要な世代ではないかなと思うんですけど、それが、徳島県においては、先ほどの資料に戻っていただいて、少なくとも男性に比べて同じくらいの人口になっているわけですから、女性の活躍が求められるということにことさらなっていると思います。

ところが、ご承知の通り、一番最後の資料ですけども、徳島県の男性は30代、40代、50代と賃金が上がってるのに対して、女性は、横ばいになっていて、これでは生活に窮々してしまって、活躍どころじゃないんじゃないかというような感じがいたします。そういう意味で活躍しなければならない、そういうような条件が徳島にはあるんだというような、でもそうっていない。だから、環境を整備しましょうというこういった施策、大変素晴らしい施策だと思いますので、これを絶対しないといけないというようなことを訴える意味で、文書化するときに女性の活躍の必要性があるということ、文書の中に入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

〇〇委員の方から、数字で女性の賃金の調査というか、男性に比べての格差っていうのがあって、どう解消するのが重要であるという資料により御丁寧に数字で説明していただきありがとうございました。今回の計画の方に委員がおっしゃったような趣旨を入れていくつもりではございますので、御理解よろしく願いいたします。

(委員)

ことさら賃金の比較をして欲しいという意味合いだけで、これは今お話しさせていただいたわけではなくて、女性が苦しい状態に置かれているので、そういう意味でも例えば男性側も育児休暇みたいなものを。だって女性が給料が低くて厳しかったら働かざるを得ないとなり得ます。そうすると、男性の育児休業で女性の家事等を支えるっていうのも必要だとなってくるので、そういった意味で全般に関わるという意味合いで、よろしくお願いします。

(部会長)

ちなみにこれが、第4次のプランです。ちょっと、中をご覧いただいたら分かると思うんですが、ただ単に、文章を羅列するということではなくて、視覚的にも写真とか図表も多く取り入れて、非常に読みやすい内容にさせていただいていると思うんですね。ですから、〇〇委員からこういう資料提供をいただいたわけですから、使えるものがあればまた使わせていただきたいと存じます。それから、全般的に、我々がやっているプランが非常に重要な意味を持っているというその裏付けをご説明いただいたと思うので、そのあたりを事務局でも十分にご検討ください。

他いかがでしょうか。

(委員)

私があまり会議に出席できてなくて、ちょっと、とんちんかなことを言ってしまうかもしれないんですけども、職員の方々がものすごく頑張ってやっただけいるのも分かるし、もちろん知っていて、問題が難しい問題なのは重々承知の上なんですけれども、特に4次と5次、見比べたとき、正直変わってないなと思ったんです。新しく追加したのって、推進方策の1-(3)、2-6-(1)2つだけで、あとはだいたい言い換えみたいになってて、課題があんまり解決してないのかなあと、これを見た人思わないかなあと、ちょっと思ったんです。

だから、これ、基本計画の大項目で、その下にもいっぱい問題があるんで、小さいところが解決していつても、もちろん分かるんですけども、主要課題とか方策の中の進捗状況とか、会議の中でいつも数値化いただいていたじゃないですか。ああいうのを含めて、今はあんまり変わらないけれども、例えば次になったら主要課題が解消されるとかご説明があった方が分かりやすいのかなあということをおもいました。

(部会長)

第4次の時にかなり新しい項目を追加して、ある部分、計画としてはかなり成熟してきていると思うんですね。だから、実際に担当課も力を入れていることは、それをいかに具体的に、実績として繋げていくか、そこが問われていると思うんです。その中でも数値化できる部分、例えば、県政運営評価戦略会議が出しているような数値目標の達成の度合い、そういうのもできれば図表的にグラフ化して、いわゆる「見える化」を図っていただきたいということだと思います。ご検討ください。よろしくお願いします。

(事務局)

第4次計画の63ページ、成果目標がございまして、今回の資料としては上げてないんですけども、前回の8月4日の会議では、年に1回、数値の進捗状況の確認はさせていただいているところがございます。部会長におっしゃっていただいたように、「見える化」ということで、4次のときに写真を入れたりグラフを入れたりしてますので、さっきの数値とか「見える化」というのは5次にも入れたいと思っております。

それから、前後するんですけども、これも部会長さんに言っていたんですけども、3次から4次にかけて、かなり項目数が増えておりまして、成熟してるっていうことは言えるのかなと思ってます。今回、令和元年度に策定してから3年経ってまして、まず、それから国の5次の計画ができてますので、その体系を参考にしたり、法律も先ほど事務局から説明がありましたけれども、「困難な問題を抱える女性支援新法」とか「AV出演被害防止・救済法」とか、「女性版骨太の方針」ができておりますので、そのあたりでトピックスを入れた構成にさせていただいている、地域性は出していきたいなと思っています。

(部会長)

やっぱり、基本計画という幹があって、その次にいろんな枝のところで具体的な施策が展開されている。そして、数値目標が出てくるという形になっていると思います。例えばですね、フューチャーアカデミーの中にDXの人材養成を入れてるということになっています。だから、そういう面で最先端とは言いませんが、結構フロンランナーのほうに入っているのかなという自負はあります。

それでは、〇〇委員をお願いします。

(委員)

私は、社会福祉協議会に勤務しております。社協では、計画を実際に現場で進めていくという立場での仕事になっております。様々な住民の方と直接お話、相談を受けたりお話をする中で、コロナ禍により収入が減って、緊急小口の貸し付けをしております。その時に正規雇用の方よりも、やはり非正規雇用の方のほうに影響がかなり大きく、非正規で、例えば女性でひとり親家庭であったとか、そういうふうな深刻な相談が次々あります。今回、コロナ禍だから見えてきたっていう世帯も実際にあります。相談受けて、障がい者の方が家庭におられて、その方のお世話を子どもさんがされていて、

これはヤングケアラーにあたるのではないかということで、関係機関と支援会議が繋がったという事例も実際にはあります。で、支援が遅れて、どうしても困難事例に陥った方は、やはり、相談に行く場所がわからなかったとか、声を上げる方法がわからなかったという方が実際にはたくさんいらっしゃるんです。それで、相談の切り口をたくさん設けたり、また、身近に相談ができるような体制を充実させていただけたらとは思っております。

あと、全国の報道で、コロナでDVとかが増えてきたとか報道で聞くんですけど、徳島県においてもこども女性相談センターの相談件数がコロナ前よりも増えてきたのかとか、一時保護の件数が増えたのかとか、そういったところも入れてはと思いました。以上です。

(事務局)

子どもの支援の関係というのは、他の課になるんですけども、こども家庭庁が来年度4月から設立し、それに伴って法律もできますので、そのあたりも次の部会で記載したものを出させて頂けると思います。現在、素案の作成を全庁に依頼しておりますので、担当課の方からその内容も上がってくるだろうと思っています。

(事務局)

DVの関係ですが、平成29年から令和3年度までで、一番相談件数が多かったのは平成30年度です。コロナ禍だから徳島県こども女性相談センターへのDVの相談が増えているとは言えない状況です。

(委員)

たぶんそれは、相談件数が増えたのではなくって、今までDVを受けてた人たちが、複数回の被害であったり、長時間の被害であったりという件数がたぶん増えてるんだと思います。それが、DVが増えたというふうに。件数でいけば、一人の人が1件と数えているのであれば一緒かと思いますが、今ご報告いただいたように。

ただ、一人の方が、夫が家にいる時間が長くなって、今までは仕事に行って帰ってきた間のDVの被害だったんですけど、それが長時間家に滞在することによって、回数が増えて、たぶん時間も長くなってっていう状況なんだと思います。

(事務局)

〇〇委員がおっしゃるようなケースが実情かとは思いますが、委員さんがおっしゃったような内容というのを実務的にもしっかりと体制整えて、今もありますけど、対応していきたいと思っています。基本計画にも、今の内容に更に反映させていきたいと思っております。

(部会長)

今日は特に労働関係の部局からもご出席をいただいております。特にやっぱりコロナということもあるでしょうし、それから経済的にも、特に女性、中でもひとり親の女性の家庭とかそういう弱い立場の人々のところに一番しわ寄せが行くような気がします。だから、先ほどの発言の中にもそういう声があったと思うんですけど、何かご発言いただけたらと思います。

(事務局)

ひとり親の家庭へのしわ寄せ、やはり女性の方がどうしても役割が、男性が仕事をして女性が家事や育児を担うってというような固定観念があるかと思うんです。それで、どうしても先ほど〇〇委員さんがおっしゃったように女性の賃金のほうが安くなってるっていうあたりでも、女性のほうが結婚や出産を機に仕事を離れたりですとか、非正規雇用になってしまうようなことが多かったですとか、再就職できたとしても、どうしても経験年数とか、男性よりも少なくなってしまうって、就労年数が少ないからであったりとか、そういったこともあって管理職に登用される率も少なかったりですとか、そういった問題があるのかなと思っております。そのあたり、男性が仕事、女性が家事育児を担うってというような固定観念を無くしていくような啓発を進めていかないといけないと思っております。個人的見解ですみません。

(部会長)

だから、社会の仕組みとして、戦後の高度経済成長を担うように企業社会の中で、男性が外へ出て、正規社員でどんどん仕事して、他方、女性が家庭を守るという一つのパターンが形成されてきたように思います。だから、税金の面もそういうふうに作られてきた部分があって、特に女性がなんらかの事情でひとり親になったような場合に、なかなか収入が追いつかないというような、非常に苦しい部分があるわけです。したがって、できるだけ現場の方にも寄り添えるような施策を実行することができればあり難いと思います。

(事務局)

それと、県では、ひとり親家庭だけじゃないんですけども、病児、病後児などを預かるファミリーサポートセンターのスキルアップを図り、家庭の支援に繋がるような施策をやっておりますので、御紹介させていただきます。

(部会長)

それでは、〇〇委員さんお願いします。

(委員)

今回ね、参画会議の時に知事からジェンダー平等という言葉は初めて聞いたんですよ。で、ジェンダー平等という言葉を使うのを控えてた時期がずっとあって、ここへきて初めてジェンダーという

言葉を、むしろ知事のほうから使ったということなんで、この計画の中にジェンダーという言葉がSDGsの17項目ある中ですべてにおいて、このジェンダーの視点を入れてますよと打ち立ててやってるので、ぜひこのジェンダー平等という言葉を使ってはどうかあという案です。

それがひとつと、今DVの関係の話で、本当にDVや、性暴力、ストーカーの被害に遭われる方への支援をいっぱい載せていただいて、すごくいいなと思うんです。ただ、このこういうあらゆる暴力っていうのは、やっぱり犯罪ですよ、みたいなメッセージが欲しいかなって、思ったんです。入れられるかどうかは別として、ちょっと考慮していただければなと。実際にする人たちは、犯罪と思ってないんですよ、そもそも。なので、そういうメッセージというのは、必要かなっていうふうに思いました。

それから、資料2の4ページの(2)の上から、最初のところの「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」に基づきということで、配偶者暴力相談支援センター、括弧でこども女性相談センターって書いてるんですよ。これって、婦人相談所ということでもいいんですか。

(事務局)

そうです。中央と南部と西部にあるこども女性相談センターです。

(委員)

計画の最後に掲載されている法律について、103ページの下から経過措置というところで、配偶者暴力相談支援センターとあるのは、婦人相談所というふうに書いてあるので、これは一緒というかたちでいいということですか。

(事務局)

この法律でいう配偶者暴力相談支援センターの機能を持っているのが、徳島県では、その3つのこども女性相談センターということです。

(委員)

この婦人相談所というのは、昔から「売春防止法」の関係で今まで使ってきたところを引き継いでやってるっていう経過があると思うんですよ。それって、売春防止法の名残がそこには十分にあるというかたちで、これはやめてほしいなという話もあるんで、ちょっとそこを確認したかったというだけなんです。まだそこまでいってないんですね。

(事務局)

この度、成立しました「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において、婦人相談所を女性相談支援センターに名称変更することとなっており、この新法が令和6年4月に施行される予定ですので、それに伴って「売春防止法」の今まで規定されていた婦人相談所という言葉が変更される

ようになります。

委員のおっしゃる「売春防止法」の一部が、削除になるという内容の新しい法律がこの6月にできたんですけども、その施行は、令和6年4月1日でございます。その法律というのは、先程来申し上げてる、困難な女性を支援する新法でございます。

(委員)

ありがとうございます。

(事務局)

法律に書かれた婦人相談所として機能しているのはこども女性相談センターです。

婦人相談所という名称は、令和6年4月から女性相談支援センターに変わる。ただ、本県の場合は、こども女性相談センターが現在もその機能にあたり、中央と南部と西部とにあります。

(委員)

あの、実は先日、シングルマザーの方から相談を受けたときに、これは、県から委託を受けた団体が、シングルマザーの方の支援をするというかたちで、自分が大変な用事がある日に、お手伝い願えないかと相談をしたらしいんですけど、しかし、この制度は、あなたは使えませんかと言われてらしくて、あなたは、シングルマザーの別のグループになるからそちらのグループの中で対応しなさいという風に言われたと。それって何のための制度かわからないということで、本人さんは、悩んで私のほうに相談受けたっていうような状況なんですけど、対応する人にいろいろギャップがあってはいかんかなっていうふうに思います。ただ、この団体がいろいろやってくださっているのは、すごい評価もできると思います。ただ、この良いことだけではなくて、アンケートだったら良いことだけでなく、違う面の側面からこういうこともあったんですよみたいな話を聞いて、それで改善するというふうな方法も必要ではないかなって、私がその時に思ったっていうことなんですけど。アンケートとかでいろんなデータを作っているんですが、じゃ、それにはみ出た人たちが必ずいるわけで、で、そういう人たちを拾い上げる、それこそSDGsの誰ひとり取り残さないみたいなことが必要ではないかなっていうふうに思って。そういうことが検証できるようなシステムが要るかなって思ったんですよね。

それと、女性の賃金の話で、私来る前にいろいろ見て、実は、徳島県、おっしゃるとおり最低賃金も低いんですが、賃金のグラフってなかったですか。

(事務局)

現計画の5ページで、上の方のグラフに、男女間賃金格差のグラフがあります。

(委員)

そうそうこれですね。5 ページの上のところでね、平成27年からね、78.9パーセントで、これはどう読めばいいのかな。78.9パーセントできて、徳島県だけずっと下がってるんですね。これの意味分からなくて、普通は、最低賃金が上がって、女性の賃金も少しずつでも上がっていきくんが本来の姿で、全国的に見ても、上がってくるのが普通なんやけどっていうところで、どう解釈したらいいのかなって思って。

(事務局)

男性の賃金に対する女性の賃金の割合なので、もちろん上がっていく方がいいと。

男性の賃金の上がり幅と、女性の賃金の上がり幅を比べると、女性の賃金の上がり幅が低かった、ということになります。

(委員)

ということよね。徳島県だけ下がってきてるっていう感じよね。普通は、上がらないといけないと思うんですが、この状態は一体どういうことなんかなって。

(事務局)

この統計がどんなふうに取り立てられているのか、そのあたりをちょっと確認させていただきます。

(委員)

ではそこらへんでお願いします。以上です。

(事務局)

〇〇委員のご発言に対して、DVは犯罪であるといった記載については、現計画でも入れております。

現計画の30ページに枠囲みされているところの1行目なんですけれども、『性別や加害者、被害者の間柄を問わず、暴力は犯罪となる行為をも含む重要な人権侵害であり、決して許されるものではありません』という文言を入れさせていただいております。

(委員)

わかりました。

またいいですか。資料4なんですけど、静岡県が審議会委員への女性の登用ということで、静岡県が2025年までに90パーセントと出てますよね。

(事務局)

これは、女性比率40パーセント以上の審議会の割合を90パーセントとする、ということです。

(委員)

そういう意味、なるほど。

(事務局)

県によって色々な目標の立て方があるので、それをそのまま掲載させていただいてます。

(部会長)

ところで、知事さんは、男女共同参画に関しては非常に熱心で、大沢真理さんという人をスーパーバイザーと呼んだのも知事さんだったと後で聞きました。大沢真理さんは、ご承知のように男女共同参画基本法の成立にあたって、かなり重要な役割を果たした人なんです。実務的に非常に行政に詳しい方です。審議会での比率も、私自身実現できるのかどうかかわからないと思ってました。というのは、審議会によって、当時、オール男性委員であった内水面漁場管理委員会のような審議会もあったものですからね。これは非常に厳しいなと思ってましたが、最終的には目標を達成している。ここでも、やっぱり知事さんのリーダーシップというのは大きいと思います。

それで、予定していた時間に近づいてきたんですが、なにかこれだけは言っておきたいということはありませんか。

もし、今日、言い忘れたことでもありましたら、またぜひ、事務局にファクスでも電話でも結構ですので、ご連絡をいただきたいと思います。

3 議事(2) その他について、今後の計画策定に関するスケジュールについて事務局より説明。